

2018年6月5日

荷主殿各位

ケイラインローラーサービス株式会社

中国向け貨物の書類記載事項について

平素は格別のご厚情を賜りまして誠に有難う御座います。

さて、中国税関より 2018 年 6 月 1 日以降に中国に入港する本船を対象に「24 時間ルール」を改定・適用する旨の通知がございました。今後、本船が中国の最初の港に到着する 24 時間前までにマニフェスト提出が義務付けられ、下記情報の提示が必要となります。B/L INSTRUCTION をご手配頂く際には、必須事項をご入力頂きますようお願い申し上げます。

B/L への記載が難しい場合は、事前に弊社まで必要情報をご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

記

対象港	中国全港（台湾、香港は対象外）
対象貨物	中国揚げ及び中国積みの輸出入全車両/中国にてトランシップする車両
必須事項	<ol style="list-style-type: none">1. 貨物の詳細情報（“CAR”や“VEHICLE”等のみの記載は不可）2. Shipper 及び Consignee の Enterprise Code 日本企業の場合 : LEI + LEI Number または CIK + CIK Number (LEI 及び CIK Number がない場合は、9999 + 法人番号) 中国企業の場合 : USCI + Social Credit Code または OC + Organization Code 個人の場合 : ID + ID Number または PASSPORT+ Passport Number ※ Consignee が”TO ORDER”または”TO ORDER OF BANK”の場合は Notify の Enterprise Code3. Shipper 及び Consignee の住所、電話番号、FAX 番号または E-mail アドレス ※ Consignee が”TO ORDER”または”TO ORDER OF BANK”の場合は Notify の住所、電話番号、FAX 番号または E-mail アドレス
適用開始日	2018年6月1日

ご質問等ございましたら各営業担当までお問い合わせください。

以上